

弁護士費用一覧（債務整理）

2025年1月6日
令法律事務所

※以下述べる「実費」とは、郵便切手代や印紙代・官報広告費などです。
 ※遠方の裁判所に出頭する場合は、3.3～6.6万円/回の日当をいただきます。

1 自己破産（非事業者）

事件種別（債権者数）	着手金	報酬金
同時廃止（5以下）	22万円	0円
同時廃止（5から10）	27.5万円	0円
同時廃止（10以上）	33万円	0円
管財事件	44万円	0円

※その他、実費2万円程度及び裁判所への予納金（0～22万円）が必要です。
 ※債権者の属性や数により金額を11～22万円程度増額することがあります。

2 個人再生（小規模個人再生・給与所得者等再生）

	着手金	報酬金
住宅資金特別条項なし	44万円	0円
住宅資金特別条項利用	55万円	0円

※その他、実費3万円程度が必要になります
 ※債権者の属性や数により金額を11～22万円程度増額することがあります。

3 任意整理（非事業者）

	着手金	報酬金
任意整理	2.2万円×債権者数 （最低5.5万円）	2.2万円×債権者数 （最低5.5万円）
任意整理（過払金あり）	2.2万円×債権者数 （最低5.5万円）	上記金額+過払金の22% 相当額
過払金請求（完済済み）	2.2万円×債権者数 （最低5.5万円）	過払金の22%相当額

※その他、実費1万円程度が必要です。
 ※減額金額が22万円を超える相手に対しては、減額金額の11%が報酬金。

4 法人破産・事業者破産

	着手金	報酬金
	55万円～	0円

※その他、実費2万円～5万円程度が必要です。
 ※会社と代表者個人双方からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合、代表者個人の着手金は、「1 自己破産（非事業者）」の着手金から5万円を減額した金額となります。